

75歳以上の高齢者が加入する医療制度が変わります

後期高齢者医療制度の重要ポイント

●平成20年4月から始まります

※4月以降75歳になる人は75歳の誕生日から加入します。

●75歳以上および65歳以上の一定以上の障害のある人が、後期高齢者医療の被保険者になります

※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険や社会保険等の被保険者ではなくなります。

●老人保険医療受給者証と健康保険証は使えなくなり、新しい被保険者証が交付されます

●老人保険制度と同様の医療給付が受けられます

※医療費の負担割合は今まで通りで変更はありません。

●被保険者から保険料を徴収します（原則年金天引き）

●窓口業務（高額等各種申請受付、被保険者証の引渡しなど）、保険料の徴収事務は市が行います

●被保険者の資格管理、保険料の賦課、給付、財産運営などの事務は佐賀県後期高齢者医療広域連合が行います

高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

1. 70～74歳の方（注1）の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

（注1）既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

（注2）昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、頭割保険料額（被保険者均等割）が9割減額された額となります。

【対象者】

75歳以上の方（注1）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において被用者保険（注2）の被扶養者となっている方

（注1）65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

（注2）政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

（注3）昨年の税制改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

（問合先）佐賀県後期高齢者広域連合 電話0952（64）8476

武雄市健康課国保年金係 電話0954（23）9135